

次期文書管理システム導入検討に係る調査・分析業務

企画提案競技実施要領

令和3年12月

宮崎県総務部総務課

## 1 趣旨

本要綱は、次期文書管理システム導入検討に係る調査・分析業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

## 3 企画提案競技に付する事項

(1) 委託業務の名称

次期文書管理システム導入検討に係る調査・分析業務

(2) 業務内容

別紙「次期文書管理システム導入検討に係る調査・分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 提案上限額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は委託事業完了後の精算払いを予定している。

## 4 企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部局

宮崎県総務部総務課文書・情報公開担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館1階）

電話：0985-26-7003 FAX：0985-28-8760

電子メール：somu@pref.miyazaki.lg.jp

## 5 仕様書等の配付場所及び配付期間

(1) 配付資料

ア 仕様書

イ 次期文書管理システム導入検討に係る調査・分析業務企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

ウ 審査基準

エ 応募様式集

オ 契約書案

(2) 配付場所

本要領4の場所

(3) 配付期間

令和3年12月17日（金）から令和3年12月28日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※ 本要領、仕様書、審査基準、応募様式集については、県ホームページからもダウンロード可能とする。

県ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

※ 資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当課まで問い合わせること。

## 6 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技に参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない者。
- (3) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (7) 県税に未納がない者。

## 7 スケジュール（予定）

- |               |   |               |
|---------------|---|---------------|
| (1) 公         | 告 | 令和3年12月17日（金） |
| (2) 参加申込書受付期限 |   | 令和3年12月28日（火） |
| (3) 質問書受付期限   |   | 令和4年1月5日（水）   |
| (4) 企画提案書提出期限 |   | 令和4年1月12日（水）  |
| (5) 審         | 査 | 令和4年1月14日（金）  |
| (6) 審査結果通知    |   | 令和4年1月19日（水）  |

## 8 参加申請

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申請を行うこと。

- (1) 添付が必要な書類
  - ア 企画提案競技参加申請書（以下「参加申請書という。」）（様式第1号）
  - イ 代理人を選定した場合は「委任状」（様式第2号）
  - ウ 申請者の概要が分かる資料（会社案内書等）
- (2) 提出場所  
本要領4の場所
- (3) 提出方法  
電子メール、送付又は持参  
※ 電子メールで参加申込書を及び委任状を送付した者は、企画提案提出時に原本を提出すること。  
※ 送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。  
※ 参加申込書を受け付けた場合は、総務課から電話による確認を行うので、申込日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに連絡が無い場合は、総務課に問い合わせること。
- (4) 提出期限  
令和3年12月28日（火）午後5時まで（送付の場合も必着とする。）
- (5) 資格審査結果の通知  
資格審査結果の通知は、申請者に対し電子メールにより通知する。
- (6) その他  
参加申請書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参

又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

## 9 説明会の実施

説明会は実施しない。

企画提案競争競技及び仕様書等に関する質問については、下記 10 による。

## 10 質問及び回答

### (1) 質問

本業務及び企画提案競技に関し質問がある場合は、次により質問書（様式第 3 号）を提出して行うこと。

ア 提出方法 電子メール

(E-mail アドレス：somu@pref.miyazaki.lg.jp)

イ 受付期限 令和 4 年 1 月 5 日（水）午後 5 時まで

### (2) 回答

質問者に対し、質問受付日より原則 3 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子メールで回答する。ただし、内容により必要と考えられる場合は、参加申請者全員に電子メールで当該質問及び回答を送信する。

なお、提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

## 11 企画提案書等の提出

企画提案書及び必要な書類の提出は、次により行うこと。

### (1) 提出書類及び提案書の記載事項

作成要領のとおり

### (2) 提出部数

作成要領のとおり

### (3) 提出場所

本要領 4 の場所

### (4) 提出方法

送付又は持参

※ 送付の場合には、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

### (5) 提出期限

令和 4 年 1 月 12 日（水）午後 5 時まで（送付の場合も必着とする。）

## 12 委託予定事業者の選定方法

審査は「次期文書管理システム検討調査・分析業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は原則として次のとおり書類審査を実施する。ただし、必要に応じて、書類審査に加えて、提案者に対して、総務課がヒアリングを実施する。

### (1) 審査

#### ア 内容

企画提案競技参加者より提出された企画提案書等について、委員会が書類審査を行い、業務遂行能力が高いと判断される最優秀の企画提案競技参加者を選定する。

イ 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり。

ウ 選定期間

令和4年1月14日（金）実施予定

エ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

### 13 委託事業者の決定及び契約

- (1) 最優秀提案者と委託業務に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

### 14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

### 15 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき、又は提案後、契約までの間に資格を満たさなくなったとき
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- (3) 同一人が二件以上の提案をしたとき
- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- (5) 同一人が二人以上の代理人をしたとき
- (6) 提案に関して連合その他不正の行為があったとき
- (7) 見積書金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- (8) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

### 16 その他の留意事項

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返還しない。
- (3) 提出された企画提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。